

空家アドバイザー養成講座 正誤表

修正箇所は下線部分

ページ	(誤)	(正)
P 6 ○管理の確保 ③特定空家の除却等 ・状態の把握	市町村長に <u>特定空家等の所有者に対する報告徴収権を付与</u> 。	市町村長は、 <u>特定空家等の所有者に対し、当該空家等に関する事項を報告させることができるようになった。</u>
P 1 0 ○災害等の発生防止に向けた管理の適正化 ②管理不全土地管理制度に係る民法の特例	民法上利害関係人に限定されている <u>管理不全土地管理命令の請求権</u> を市町村長に <u>付与</u> 。	民法上利害関係人に限定されている <u>管理不全土地管理命令の請求を市町村長ができるようになった。</u>
P 1 3 7. マンション老朽化対策	<u>恐れ</u>	<u>おそれ</u>
P 1 6 2. 主な業務 運輸・自動車関係	●一般貨物自動車運送業	●一般貨物自動車運送 <u>事業</u>

P 6 ③特定空家の除却など

・状態の把握

市町村長に特定空家等の所有者に対する報告徴収権を付与

→ 「誰が」付与するのか記載されていたほうが良いのではないか

改正空家特措法第9条第2項により、市町村長は、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項を報告させることができるようになった という趣旨です。

「誰が」付与するかは、「法律」又は「国」となると考えられます。改正法の内容を記述しているところなので、修正なしでも良いと思います。わかりにくければ、上記のとおり修正することも考えられます。

【改正後条文】

(立入調査等)

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

【改正前条文】

(立入調査等)

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

P10 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与

→ 誰が付与するのか記載されていたほうが良いのではないかと

所有者不明土地法の改正により、第42条第3項が新設され、市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、地方裁判所に対し管理不全土地管理命令を請求することができるようになったという趣旨です。

「誰が」付与するかは、「法律」又は「国」となると考えられます。改正法の内容を記述しているところなので、修正なしでも良いと思います。わかりにくければ、上記のとおり修正ことも考えられます。

【改正後条文（新設）】

- 3 市町村長は、管理不全所有者不明土地につき、次に掲げる事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の9第1項の規定による命令の請求をすることができる。

※民法第264条の9第1項 ☞ 管理不全土地管理命令

以上